

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 第3回会議配布資料	資料 4
令和5年8月1日	

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づくデータベース及び児童福祉法に基づく保育士データベースとの関係に関する資料

【経緯】

【教育職員等】 令和3年第204回通常国会「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)」成立(議員立法)

⇒ 児童生徒性暴力等を行ったことにより**教員免許状が失効又は取上げ処分となった「特定免許状失効者等」に関するデータベース**の整備

【保育士】 令和4年第208回通常国会「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)」成立

⇒ 児童生徒性暴力等を行ったことにより**登録を取り消された保育士のデータベース**の整備

【DBS】 令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定

⇒ 「教育・保育施設等やこどもが活動する場(放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など)等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に向けた検討を進める。」

【各データベースと日本版DBSとの関係】

対象者: 特定免許状失効者等(児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効又は取上げ処分となった者)

対象の行為: 児童生徒性暴力等

掲載項目: 免許状失効又は取り上げの事由、原因となった事実等に関する情報

対象者: 特定登録取消者(児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等)

対象の行為: 児童生徒性暴力等

掲載: 取消しの事由、原因となった事実等に関する情報

